



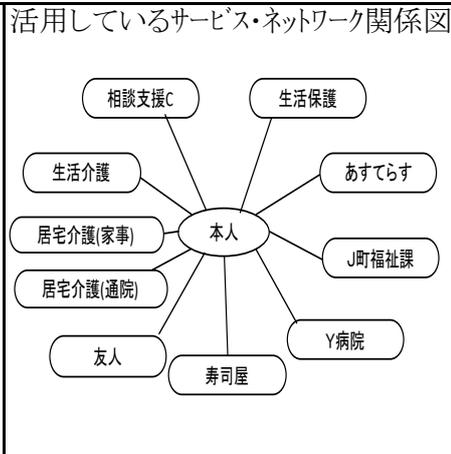
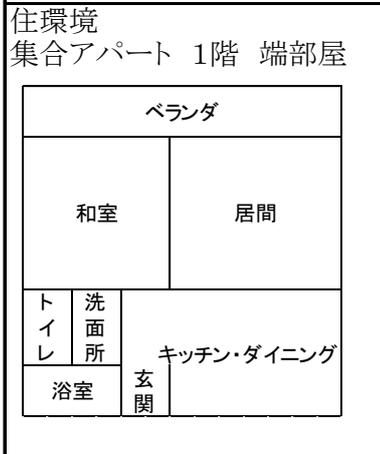
能力  
 〈ADL・IADL〉  
 移乗・移動：△手引き介助要  
 更衣：△前後を時々間違えるため声掛け要  
 食事：○位置を伝えれば自力摂取  
 △賞味期限を伝え、確認をしながら  
 冷蔵庫に入れるが、わからなくなる  
 入浴：△洗身一部介助(背部・頭髮)  
 浴槽への移動は手引き介助要 (趣味)  
 排泄：△トイレまでの手引き介助要 TVの歌番組  
 調理：△電子レンジ使用可能 ラジオの歌番組  
 掃除：△簡単な片付けは可能 CDを聞く  
 洗濯：○洗濯、干し、取り込み、  
 たたみが可能 (特技)  
 電話：携帯電話使用可能 あん摩・マッサージ・  
 その他：●TV、エアコン等のリモコン 指圧師の資格あり  
 操作をよく間違える  
 ●ベランダから外へ物が落ち  
 た時は取りに行けない

〈コミュニケーション〉  
 ○会話にて意思疎通可能  
 点字が読める

生活サイクル  
 [1日]

|         |          |
|---------|----------|
| 7:30    | 起床       |
| 8:00    | 朝食       |
| (8:30)  | 生活介護へ出発  |
| 12:00   | 昼食       |
| (16:30) | 生活介護より帰宅 |
| (17:00) | ヘルパー     |
| 18:00   | 夕食       |
| 23:00   | 就寝       |

[1週間]



|   | AM | PM   |
|---|----|------|
| 月 |    | 生活介護 |
| 火 |    | ヘルパー |
| 水 |    | 生活介護 |
| 木 |    | 生活介護 |
| 金 |    |      |
| 土 |    | ヘルパー |
| 日 |    |      |

通院(1~2回/月)  
 移動支援(1回/月)  
 短期入所(随時)  
 あすてらす(1回/月)

支援経過と現在の状況

H21.2 I町の紹介で相談支援センターへ介入し、I町福祉課担当、生活保護担当とともに訪問し、面接を行う。  
 本人は同居者に金銭を搾取されているとの訴えがあり、同居を続けたくないとのことで、同居者には行先を教えずにJ町に転居。  
 転居と同時にJ町が援護実施者となり障害福祉サービスの利用を開始。また、あすてらすの利用開始。  
 I町での同居者に自ら電話をし、アパートの場所を教えてしまい、時々アパートに来ることがある。

H23.3 東日本大震災により、1週間短期入所を利用。  
 その後から、独居生活への不安を訴えることが多くなり、地震や雷等の度に、短期入所事業所への電話が多くなった。  
 地震が少なくなってきたり、サービス利用後やサービス利用以外の日の同時刻頃にいろいろな理由で電話をかけてくるようになる。  
 身体的な不調の訴えも多くなり、通院して治療が終わるとDr.の「また痛くなったら来て下さい」と話していたとのことで、通院を要望する。

H24.12 B県在住の娘が、正月に温泉に連れてってくれることになったので10万円を用意してほしいとあすてらすに連絡。あすてらす支援日に本人に確認し、利用している生活介護施設で一時的に預かり、年末の利用最終日に本人に渡す。  
 年が明け、利用初日に本人に外出の様子を伺うと、娘は風邪をひいてしまい温泉に行けなかったとのこと。しかし、暮れに手渡した10万円はほとんど残っておらず、本人に確認すると、使った内容もはっきりしない。いろいろな物を購入した話をしているが、収支が合わない。  
 本人と生活費の使い方について話をすると、M市で同居していたK氏の話があり、以前より連絡を取っていたようで、K氏と一緒に外出し、本人が支払をしていた様子。I町からJ町に転居した経緯や、これからの生活について本人と話し、お金は自分のために使うことを再確認する。

H25.12 昨年同様の内容で、10万円の払い戻しをあすてらすに依頼。  
 本人と面接し確認するが、「娘に子供が生まれてお年玉をあげたい」「正月と一緒に食事に出かける」等であった。大切に使うように再確認する。  
 しかし、娘と出かけたという事実はなく、10万円の用途については不明。年が明けて再度5万円の払い戻し依頼がある。

H26.4 同じ通所施設を利用する友人男性と近所の寿司屋に行くようになる。寿司屋までの送迎は、店に連絡すると迎えに来てくれるとのこと。  
 日を追うごとに、寿司屋に行く回数も頻繁になり、多い時で週5回になることもあった。今年度に入って体重も増加し、所持している服が着られなくなってきている。  
 計画的な金銭の使い方、健康管理等の話をし、寿司屋に行く回数を減らす。

現在も体調不良や生活上の事、家財関係のこと等、ほぼ毎日サービス提供事業所に電話をしている。

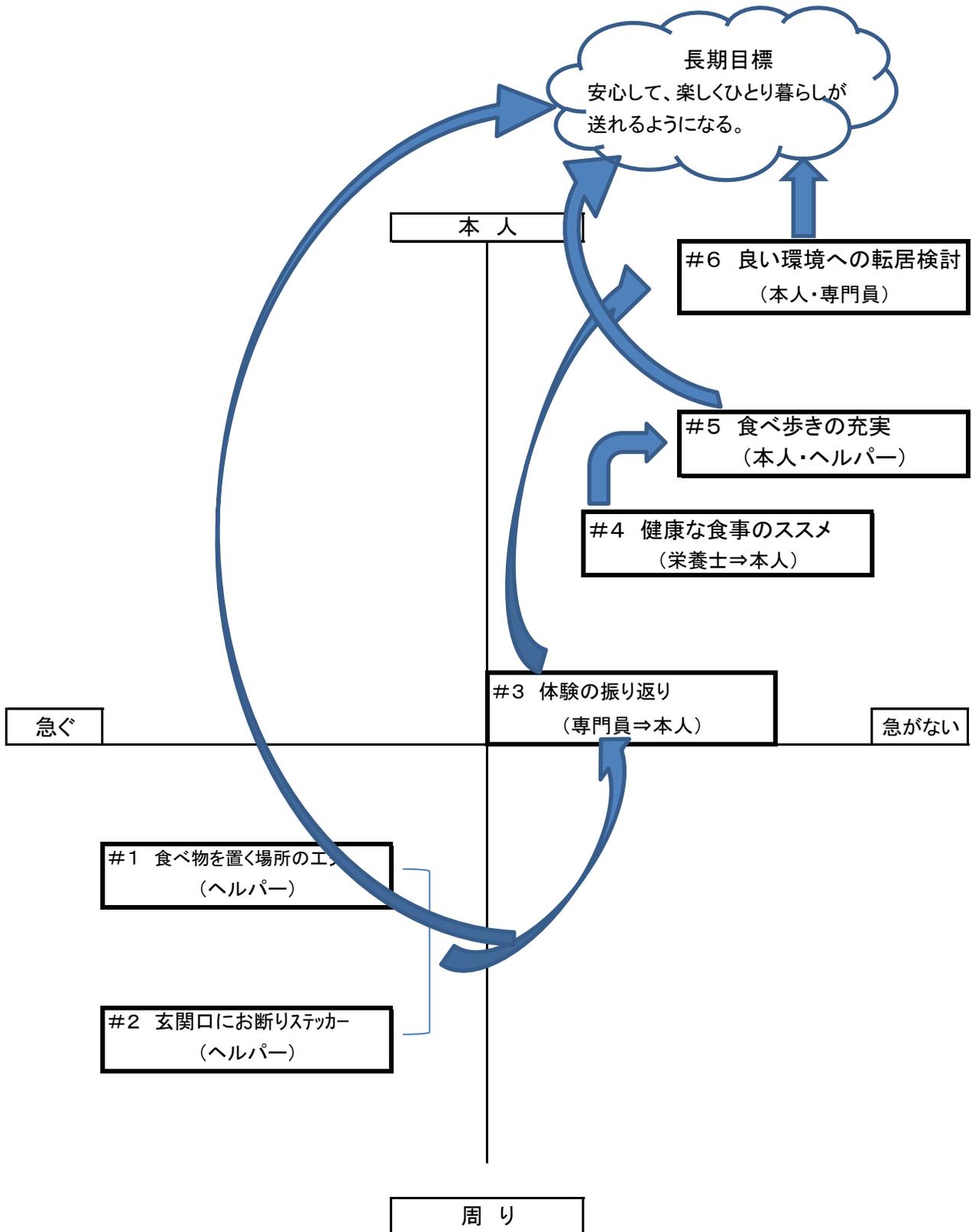
## 【出された支援のアイデア（⇒主たる担当者・調整する人、おおよその時期）】

- #2 ・玄関口に(セールス等)お断りのステッカーを貼ることを提案する。  
(⇒ヘルパー、H26. 11頃)
- #3 ・本人とこれまでの失敗(危機)について振り返り面接を行い、体験を今後の予防に活かす。  
(⇒相談支援専門員、H27. 2頃)
- ・本人の特技(手話、あんま)を活かせる機会を作る。  
(⇒相談支援専門員、社会福祉協議会、H27. 2頃)
- #4 ・健康な食事について、町の栄養士から分かりやすく教えてもらう。  
(⇒町の栄養士、H26. 11頃)
- #5 ・色々な場所での食べ歩きの計画を本人と立てる。(リスト作り)  
【移動支援を利用。疎遠な姉と食べる機会づくりも検討】  
(⇒ヘルパー、H26. 11頃)
- ・同じ障害(視覚)を持っている人との交流の機会を作る。  
(⇒当事者団体、H27. 2頃)
- ・見守り、声かけなど、地域とのつながりを増やしていく。  
(⇒民生委員、H27. 2頃)
- #6 ・もっと良い環境への転居について本人の希望を聞き検討する。  
(⇒相談支援専門員、H27. 8頃)
- #1 ・賞味期限に考慮し、食べ物を置く場所の工夫を考える。  
(⇒ヘルパー、H26. 11頃)
- \* 番号は、出された支援のアイデアに対し、事例提供者が実践したいと選択した支援の順番。

## 【地域課題(あったらいいな)】

- ・視覚障害者が暮らしやすい生活ガイドやMAPがあると良い。
- ・権利侵害(危機)から自分を守るための、当事者向け、支援者向けの権利擁護勉強会があると良い。
- ・身体障害があっても生活しやすい住環境がもっと整備されると良い。  
(バリアフリー化したアパートやグループホーム等)
- ・特技を活かせる場所(サークル、ボランティア)やそこにうまく繋げてくれるコーディネーターみたいな人が身近にあると良い。

# 【十文字表】



## 【相談支援専門員の見立て(アセスメント)】

57歳女性で、先天性の視覚障害と精神障害(統合失調症)を持っている。幼少期から親元を離れ、盲学校に就学し、あん摩師の資格を取得。卒業後は、マッサージ店に勤めるが、雇用主からのセクハラや姉妹からの金銭搾取などにより住まいや店を転々とする。同じ視覚障害を持つ男性と結婚し、長女を出産。25年間夫婦でマッサージ業営むも、DVIにより別居となる。この頃に精神疾患を発症。現在は、複数の福祉サービスを利用しながら単身生活を送っている。見えない不安とこれまでの権利侵害による不信があるため、些細なことで情緒を崩しやすく、身体的愁訴や支援者への依存が増大しやすい。権利擁護の視点を持って支援を組み立てていく必要がある。

また、最近では外食や買い物を楽しみたい希望が強くなっているため、余暇の支援も充実させていくことが必要と思われるが、体重の増加も顕著であり、また年齢的なことを考えても健康への配慮も合わせて必要と考えられる。

## 【支援の方向性(プランニング)】\* 支援のアイデア選択の根拠

### #1 食べ物を置く場所の工夫

視覚障害のため、賞味期限の目視ができず、期限が過ぎた物を食べ、お腹をこわすことが何度かあった。期限等に応じた食べ物の置く場所を分け、ヘルパーさんに支援時に整理してもらうことで、本人が安心して食事を楽しめるようになると考えられる。

### #2 玄関のお断りステッカー

本人は、支援者以外の来訪については出ないように気を付けてはいるも、勧誘等の来訪に不安を感じているため、「セールスお断り」等のステッカーを貼ることで、安心感を持ってもらうとともに、抑止力が働くことも期待できると考えられる。

### #3 体験の振り返り

本人との相談では、現在の単身生活に関する話題がほとんどであったが、これまでの体験を生活歴の中で丁寧に振り返ることで、本人のストレンクスやストレス耐性を再確認することができ、今後の支援に活かせると考えられる。

### #4 健康な食事のススメ

食事を楽しむためにも、健康な食生活を送ることはとても大切である。町の栄養士から話を聴くことで本人が少しでも健康面の意識を持って食事ができるようになると良い。また、本人の意識が高まれば、移動支援などを活用した町のヘルシー料理教室への参加なども提案でき、社会参加の幅も広がると考えられる。

### #5 食べ歩きの充実

本人の楽しみ(食事・買い物)の機会を充実させることで、本人の情緒的な安定にも繋がるのが期待できる。また、視覚障害を持つ方が社会参加しやすい、点字版の地域のレストランガイドやショッピングガイドの作成なども、当事者団体や自立支援協議会に提案できると良い。

### #6 良い環境への転居検討

本人は、権利侵害から逃れるようにしてこれまで転居を繰り返してきたが、その結果、生活環境の変化への順応する力も身に付けてきた。視覚障害があるから、できるだけ生活環境を変えない方が良いといった固定観念を捨てて、本人の生活の幅や楽しみを広げられる環境への転居なども提案できると良い。

### 【支援のポイント解説】

些細なことで情緒不安になり、支援者への依存傾向が強い先天性の視覚障害者の事例。先天性の疾患(障害)を持つ場合、常に支援を受け続けてきたため、対人関係の独特さが感じられることも多い。今回の事例でも他者への依存傾向がセクハラや金銭搾取といった権利侵害の背景にもなっていた。疾患の状況とそれによって起こりうる生活上の障害、心理的な影響も丁寧にアセスメントすることが本人理解のポイントの1つである。

また、視覚障害者の支援を考えるポイントとして、情報の発信、社会参加の促進がある。なぜなら、社会の情報は視覚化されたものが多く、外出するのに支援が必要になる事が多いため、著しく社会活動が制限され、余暇等も限局的になりがちだからである。今回の事例を通して、「視覚障害者が生活しやすい生活ガイドやMAPがあると良い」といった地域課題も提案されており、具体的な地域づくりに繋がる事が期待される。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画

|                |               |                |                   |          |  |
|----------------|---------------|----------------|-------------------|----------|--|
| 利用者氏名          | 野原 スミ子 様 (仮名) | 障害支援区分         | 区分4               | 相談支援事業者名 |  |
| 障害福祉サービス受給者証番号 |               | 利用者負担上限額       | 0円                | 計画作成担当者  |  |
| 地域相談支援受給者証番号   |               |                |                   |          |  |
| 計画作成日          | 平成26年8月       | モニタリング期間(開始年月) | 1か月(H26.9~H26.11) | 利用者同意署名欄 |  |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活) | <p>【本人】<br/>このまま一人暮らしを続けながら、落ち着いた生活をしていきたい。<br/>時々、好きな買い物をしたり、おいしいものを食べて楽しく生活したい。</p> <p>【家族】<br/>本人への支援が難しいので、これからも一人で生活してほしい。</p> |
| 総合的な援助の方針                  | 本人が安心して楽しく一人暮らしが続けられるように、視覚障害による生活のしづらさに配慮し、家事や余暇についてきめ細やかにサポートするとともに、健康管理や権利擁護についても本人と相談しながら支援できるようにしていく。                          |
| 長期目標                       | 安心して楽しく一人暮らしがおくれるようになる。   |
| 短期目標                       | 健康に注意しながらおいしいものを楽しく安全に食べられるようになる。<br>どうしたら不安なく一人暮らしが続けられるようになるかを相談しながら考えられるようになる。   |

| 優先順位 | 解決すべき課題(本人のニーズ)              | 支援目標                                    | 達成期間         | 福祉サービス等<br>種類・内容・量(頻度・期間)                                |   | 課題解決のための<br>本人の役割                                      | 評価時期         | その他留意事項               |
|------|------------------------------|---|--------------|--|---|--|--------------|-----------------------|
|      |                              |   |              | 種類・内容・量<br>(頻度・期間)                                       | 提供事業者名<br>(担当者名・電話)                     |  |              |                       |
| 1    | おいしいものを健康に気を付けながら安全に食べたい。    | 賞味期限を確認しながら、購入や配置を考慮し、本人にわかりやすいように対応する。 | 平成26年<br>9月  | 居宅介護(家事)<br>買物・調理・片付け 等<br>2回/週(1h/回) 10h/月              | 〇〇ヘルプセンター<br>担当:〇〇                      | 食べ物の配置を覚え、不安な時は<br>確実なものを食べるように気を付ける。                  | 平成26年<br>11月 |                       |
| 2    |                              | 栄養のバランスを考慮し、継続的に楽しく家での食事や外食ができるように支援する。 | 平成26年<br>11月 | 居宅介護(家事)<br>移動支援 買物・外食 等<br>2回/月(2h/回)<br>保健師・栄養士<br>月1回 | 〇〇ヘルプセンター<br>●●事業所<br>担当:〇〇<br>J町保健センター | 肥満や生活習慣病等にならない<br>ように意識した食生活がおくれるようにする。                | 平成26年<br>11月 |                       |
| 3    | このまま安心した一人暮らしがしたい。           | 郵便物等の確認や、支援者以外の訪問者に対する不安を緩和するための策を検討する。 | 平成26年<br>9月  | 居宅介護(家事)<br>生活介護(送迎時)<br>3回/週 郵便物等の確認<br>相談支援センター        | 〇〇ヘルプセンター<br>■■センター<br>担当:〇〇            | 郵便物が送付されたら早めに確認し、必要な対応について相談する。<br>勧誘等の訪問には対応しないようにする。 | 平成26年<br>11月 | 「セールスお断り」ステッカーを玄関に貼る。 |
| 4    |                              | 計画的に金銭管理を行い、適宜相談しながら余裕をもって生活できるように支援する。 | 平成26年<br>11月 | 生活保護<br>日常生活自立支援事業                                       | ##福祉事務所<br>担当:〇〇<br>あすてらす<br>担当:〇〇      | 買物のレシートをとっておき、収支について支援者と確認し、小遣いの管理を行う。                 | 平成27年<br>8月  |                       |
| 5    | 通院時に付き添いをしてほしい。              | 安全に通院し、主治医の指示や処方薬を説明しながら一緒に確認する。        | 平成26年<br>9月  | 居宅介護(通院)<br>1回/4週(2h/回) 4h/月                             | 〇〇ヘルプセンター                               | 主治医の指示に沿った生活を行い、服薬も忘れずに行う。                             | 平成26年<br>11月 |                       |
| 6    | 1人で部屋にいると寂しくなり、不安で眠れないことがある。 | 本人の話を傾聴しながら、安心して過ごせる場所を確保する。            | 平成26年<br>11月 | 短期入所<br>随時 7日/月  | ▲▲園<br>担当:〇〇                            | 利用したい時は、自分から相談できるようにする。                                | 平成27年<br>8月  |                       |

サービス等利用計画・障害児支援利用計画【週間計画表】

|                |               |          |     |          |  |
|----------------|---------------|----------|-----|----------|--|
| 利用者氏名          | 野原 スミ子 様 (仮名) | 障害支援区分   | 区分4 | 相談支援事業者名 |  |
| 障害福祉サービス受給者証番号 |               | 利用者負担上限額 | 0円  | 計画作成担当者  |  |
| 地域相談支援受給者証番号   |               |          |     |          |  |
| 計画作成日          | 平成26年 8月      |          |     |          |  |

|       | 月     | 火     | 水        | 木     | 金     | 土     | 日     | 主な日常生活上の活動  |
|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|---|
| 6:00  |       |       |          |       |       |       |       | ○自宅ではラジカセで音楽を聞いたり、テレビをつけてドラマや歌番組を聞いたりしている。<br>○サービス利用の無い日は、一人で過ごすことが多く、時々、タクシーを利用し、自分で買い物に行くこともある。<br>○生活全般において手引きや位置の説明が必要であり、状況により、本人に触ってもらいながら確認してもらう。 |
|       | 起床・整容 | 起床・整容 | 起床・整容    | 起床・整容 | 起床・整容 | 起床・整容 | 起床・整容 |   |
| 8:00  | 朝食    | 朝食    | 朝食       | 朝食    | 朝食    | 朝食    | 朝食    |   |
| 10:00 |       | 生活介護  |          | 生活介護  | 生活介護  |       |       |   |
| 12:00 | 昼食    |       | 昼食       |       |       | 昼食    | 昼食    | 昼食  |
| 14:00 |       |       |          |       |       |       |       |   |
| 16:00 |       |       |          |       |       |       |       |   |
| 18:00 | 夕食    | 夕食    | 居宅介護(家事) | 夕食    | 夕食    | 夕食    | 夕食    | 週単位以外のサービス<br>○通院<br>●Y病院(精神科)<br>1回/4週<br>●整形外科病院<br>必要時<br>●皮膚科病院<br>必要時<br>○移動支援<br>買物・外食等<br>2回/月<br>○あすてらす<br>1回/月(毎月16日)                            |
| 20:00 |       |       |          |       |       |       |       |   |
| 22:00 | 就寝    | 就寝    | 就寝       | 就寝    | 就寝    | 就寝    | 就寝    |   |
| 0:00  |       |       |          |       |       |       |       |   |
| 2:00  |       |       |          |       |       |       |       |   |
| 4:00  |       |       |          |       |       |       |       |   |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| <b>サービス提供によって実現する生活の全体像</b> | ご本人の生活支援における着眼点としては、権利擁護の視点に基づき、安心かつメリハリのある在宅生活の継続を基本に据えた。そのため、居宅介護による居住環境と食生活の安定、生活介護による生活リズムの安定と他者との交流促進、移動支援による余暇の充実、あすてらすによる金銭管理などを組み合わせて支援計画を作成した。また、ご本人の視覚障害による生活のしづらさを重視し、各支援においてきめ細やかな配慮がなされるよう援助の方針を定めた。 |
|-----------------------------|---|